1 概要

苅田町外で発生した一般廃棄物の町内搬入に係る手続きを明確・簡素にし、事務の効率化を 図るとともに、搬入を行う市町村等(以下「搬入団体」という。)との協定に基づき、環境保全協力 金の支払いを求めるものです。

なお、環境保全協力金は、本町の環境負荷の低減に関する施策の財源に充てます。

区分	内容
対象となる廃棄物	苅田町外で発生した一般廃棄物(焼却灰、脱水汚泥等)
対象となる施設	苅田町内にある民間事業者が設置した一般廃棄物処理施設 ※1、2
環境保全協力金の額	福岡県内の搬入団体: 500円/t ※3
	福岡県外の搬入団体 : 1,000円/t ※3

- ※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条 第6項の規定による許可(一般廃棄物処分業許可)を受けた者が届け出た一般廃棄物処理 施設で、苅田町内に所在するものをいいます。
- ※2 法第9条の8から第9条の10までに規定する認定に係る処理施設に当該認定に係る一般 廃棄物を搬入する場合は、適用除外です。
- ※3 1トン未満は切り上げです。

2 手続きの流れ

- ※本規程の趣旨をご理解頂いた上での手続開始となりますので、規程本文を必ずご確認ください。(協定締結後に搬入可となります。)
- ※委託通知の審査から協定締結までには、1ヶ月程度かかる場合がありますので、余裕を持って手続きを行ってください。

2-1 委託通知

対象施設へ一般廃棄物の搬入を希望する場合は、法施行令(昭和46年政令第300号)第4条第9号イの規定に基づく通知(以下「委託通知」という。)を電子申請システム(以下「システム」という。)により作成し、手続きを行ってください。(電子申請のみ受付可)

なお、複数年度にわたって搬入を予定している場合は、年度ごとに委託通知の作成(システム入力)をお願いします。

電子申請システム入力画面↓↓↓

苅田町ホームページから入力画面へ移動できます。

(https://www.town.kanda.lg.jp/page/1992.html)

※または、ホームページ内で『一般廃棄物の町内への搬入』と検索

2-2 事前協議

委託通知の内容を審査し、本町の一般廃棄物処理計画に支障が生じると判断される場合には、必要に応じて協議を行います。通常、事前協議は省略します。

2-3 協定の締結

委託通知の内容を審査し、問題が無ければ、苅田町から協定の案内(<mark>協定書データを添付したメール</mark>)を送付します。搬入団体代表者の公印を押印した協定書を<mark>2部</mark>作成の上、苅田町環境課へ送付してください。こちらで受理した後、苅田町長印を押印したものを1部返送します。

協定の有効期間は当該年度の末日までの1年間としておりますが、搬入団体からの申出があった場合には、満了日の翌日から1年(翌年度の末日まで)延長しております。延長を希望される場合は、翌年度分(「委託通知」)のシステム入力時にその旨を記入してください。

2-4 一般廃棄物の搬入

協定を締結した後、一般廃棄物の搬入を行ってください。

2-5 搬入実績の報告

処理施設から搬入実績を入手し、次の期日までにシステムに搬入量を入力してください。また、搬入を複数回にわたって行った場合は、まとめて報告してください。

搬入日	報告期限
12月までに搬入が終了した場合	翌年1月15日まで
1月から3月に搬入を行った場合	年度の末日まで

備考 12月までに搬入が終了せず、継続して1月から3月の間に搬入を行った場合は、まとめて年度の末日までにシステムへ入力してください。

2-6 協力金の支払い

搬入実績に応じて、苅田町で協力金の確定を行い、環境保全協力金確定通知書を送付します。環境保全協力金確定通知書を受理した日から30日以内にお支払いください。 なお、30日以内のお支払いが困難な場合は、ご相談ください。

3 根拠

苅田町一般廃棄物の搬入に係る手続及び協力金に関する規程(令和5年度苅田町告示第10号)

4 問合せ・送付先

苅田町環境課(廃棄物対策担当)

〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町1-19-1

TEL:093-434-1834 FAX:093-436-3014

Email:kankyoka@town.kanda.lg.jp